

平成 27 年 美 郷 町 議 会 議 事 録

第 4 回 定 例 会 (第 1 号)

招集年月日	平成 27 年 12 月 7 日					
招集の場所	美 郷 町 役 場 議 会 議 場					
開会日時	開 会	平成 27 年 12 月 7 日 午前 9 時 30 分				
		議 長 西 嶋 二 郎				
及び宣告	散 会	平成 27 年 12 月 7 日 午前 11 時 14 分				
		議 長 西 嶋 二 郎				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席 11 名 欠席 名 凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 ○△公務欠	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別
	議 長	西 嶋 二 郎	○	5	岩 根 和 博	○
	副議長	安 田 勝 司	○	6	山 本 幹 雄	○
	1	原 克 美	○			
	2	福 島 教 次 郎	○	9	黒 川 民 次 郎	○
	3	栗 原 進	○	10	簀 根 正 一	○
4	藤 原 修 治	○	11	佐 竹 一 夫	○	

会議録署名員	1番	原 克 美	2番	福 島 教次郎
	職 名	氏 名	職 名	氏 名
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏 名	町 長	景 山 良 材	住 民 課 長	高 橋 武 司
	副 町 長	樋 ケ 司	健 康 福 祉 課 長	木 川 士 朗
	教 育 長	田 邊 哲 也	産 業 振 興 課 長	烏 田 正 輝
	総 務 課 長	渡 邊 泰 文	建 設 課 長	赤 穴 清
	企 画 財 政 課 長	窪 田 英 通	大 和 事 務 所 所 長	漆 谷 和 彦
	定 住 推 進 課 長	岡 先 宏 和	教 育 課 長	漆 谷 千 鳥
	出 納 室 長	小 田 運 博		
	職務により議会に出席 した者の職・氏名	局 長 三 上 利 三		
議 事 日 程	別 紙 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り			

平成27年美郷町議会第4回定例会議事日程

(第20号)

平成27年12月 7日(月) 午前9時30分開会

順序	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会 期 の 決 定
3	陳情の委員会付託
4	<p>議案の上程、説明</p> <p>議案第73号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について</p> <p>議案第74号 美郷町税条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第75号 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について</p> <p>議案第76号 平成27年度美郷町一般会計補正予算(第4号)</p> <p>議案第77号 平成27年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)</p> <p>議案第78号 平成27年度美郷町下水道事業特別会計補正予算(第3号)</p> <p>議案第79号 平成27年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)</p>

議案第 80 号 平成 27 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 81 号 平成 27 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

平成27年美郷町議会第4回定例会議事日程

(第20号の追加1)

順序	事 件
1	請願の委員会付託

(開 会 午前 9時 30分)

●西嶋議長

お早うございます。開会前でございますが、町長より諸報告の申し出がありますので、これを受けたいと思います。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

開会前でございますけれども、ただ今議長のお許しをいただきましたので、次の4件について、ご報告を申し上げます。まず1件目は、JR西日本本社社長との面談結果の報告についてでございます。11月27日午後、三江線改良利用促進期成同盟会会員全員でJR西日本大阪本社を訪問し、真鍋社長と面談をいたしました。面談は、真鍋社長から直接三江線の今後についてのお考え、また、ご意見をお伺いすることを目的として訪問をいたしました。当初30分の予定でありました面談は大幅に延長され、1時間30分程にも及び、その席上、6市町が、住民は三江線存続の切実な思いを持っていること、観光振興にとって重要な資源であることを伝え、また具体的な内容に踏み込んだ質問もいたしました。真鍋社長の回答は、ニーズ調査では、長距離大量輸送手段として、三江線は、沿線住民に選択されていないこと、利用は近距離の利用に限定されている現状と、運営コスト大きな災害に見舞われた時の復旧費などを考え合わせると存続は非常に難しい環境であるとの回答がございました。また、「少子高齢化の中で、時間が経つにつれ、打つ手がなくなってくると感じている。」「開かれた形で、存続を廃止ではなく、地域ニーズに合った持続可能な地域公共交通の在り方を6市町と共に考えていきたい。」とも回答されました。面談は、一問一答で進み、「鉄道以外の輸送手段への移管した場合の運営は、JRではない。」との回答もありましたし、「この問題は、JR側に住民に対する説明責任がある。」との意見には、「6市町で開催される住民説明会にも出向いて説明する。」とも答えられました。11月6日の期成同盟会臨時総会では、6市町が1枚岩となり、歩調を合わせ取り組んでいくことを申し合わせております。期成同盟会としましては、三江線存続を強く要望していくと共に、面談内容をもう一度精査し、検討するため今後第2回目の臨時総会、JRにも説明いただく住民説明会、その後の状況に応じて、臨時総会を開催して協議をしていくと共に、広島県、島根県両知事にも支援要請をして、JR提案に対する対応を検討していくこととなります。以上が、先般のJR西日本真鍋社長との面談内容についてのご報告と、期成同盟会としての今後の予定についてご報告を申し上げます。

2件目でございますが、杭打ちデータ改ざん問題の調査についてご報告いたします。旭化成建材株式会社に端を発する杭打ちデータ改ざん問題につきまして、本町における対象物件につきましては次のとおりでございます。平成15年度以降の建築数は、現在まで56件でございます。その内、杭打ち工事を行った建物は、平成16年竣工の大和小学校、平成19年竣工の学校給食センター、平成25年竣工の町営住宅相生団地、平成27年竣工のみさと

館の4件でございます。これらの建物については、施工管理を行いました設計事務所に照会を行いました。大和小学校につきましては、杭は旭化成建材社製ではありますが、問題となっている支持杭ではなく、鋼管杭に羽根を付け、杭の側面と地盤との間に働く摩擦力によって荷重を支える摩擦杭であり、不同沈下もなく安定しており問題ないとの回答を得ております。給食センター、相生団地、みさと館につきましても、適正に杭打ちが施工されているとの回答を得ていることをご報告いたします。

3件目でございますが、マイナンバー通知カードの発送状況についてでございます。より公正な社会保障制度や、行政事務の効率化を通じて国民の利便性の向上を目的に施行された個人番号制度につきまして、本町では、11月4日から住民票の世帯ごとに通知カードの郵便配達が始まり、11月に27日で全世帯への訪問が完了しております。この通知は、世帯主宛の簡易書留で送付されており、不在の場合には、不在通知が置かれ、郵便局で1週間保管されます。その間に、再配達の手配がされなかったり、あるいは郵便局窓口で受け取られなかった場合には、郵便局から役場に返送をされております。11月の末時点で本町に返送されてきた数は286通で、発送に対する割合は12%でございます。これらの返送されてきた通知については、町で調整、通知を行うなど、受け取りいただくよう対応を進めていきたいと考えております。

最後に、工事発注状況についてでございます。工事発注状況につきましては、同様に一覧表をタブレットに配信しておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

以上4件につきましてのご報告を終わります。

●西嶋議長

町長の諸報告が終わりました。全議員出席であります。ただ今から、平成27年美郷町議会第4回定例会を開会いたします。本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番・原議員、2番目・福島議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、本日7日から16日までの10日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●西嶋議長

ご異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から16日までの10日間とすることに決しました。

日程第3、陳情の委員会付託を議題といたします。あらかじめ把握しております、陳情はお手元に配付いたしております文書表のとおりでございます。会議規則第95条の規定により、文書表のとおり所管の委員会へ付託いたしますので、審査調査をお願いいたします。

日程第4、議案の上程、説明を議題といたします。本定例会に提案を受けております議案は、条例案3件、予算案6件、一般事件案が2件の計11件であります。議案第73号から

議案第81号までの9議案、諮問第1号から諮問第2号までの2件計11件を一括上程いたします。はじめに、議案第73号から議案第75号までの条例案について順次提案理由の説明を求めます。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

上程になりました議案第73号について、ご説明をいたします。議案第73号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成27年12月7日提出、美郷町長 景山良材。本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための、番号の利用等に関する法律、略しまして番号法と呼ばさせていただきますが、第9条第2項に基づく、個人番号の利用及び、第19条第9号に基づく、特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるため制定するもので、具体的には、町長部局内の部署内での特定個人情報の受け渡し、町長部局と教育委員会部局の間での特定個人情報の受け渡しについて定めるものでございます。条例案の方、お聞きください。第1条は、この条例の制定趣旨を定めております。第2条では、用語の定義を定めております。第1号の個人情報とは、氏名、生年月日等により特定の個人を識別出来る者をいい、第3号の特定個人情報とは、個人番号を含んだ個人情報をいい、第4号の利用事務実施者は、自治体など個人番号を利用して事務を行う者をいい、第5号の情報提供ネットワークシステムとは、国が整備する電気通信回線を利用し、特定個人情報の紹介及び提供を行うシステムをいいます。第3条は、取り扱い等に関する町の責務を定め、具体的には特定個人情報の適正な取り扱いを確保するための指針の策定などがこれにあたります。第4条では、町長部局、また教育委員会部局は、番号法の別表に定める事務処理のために必要な特定個人情報について、保有する特定個人情報の利用を可能とするものでございます。尚、但し書きとして国の情報提供ネットワークシステムを経由して、情報提供を受けることが出来る場合は、利用することが出来ない定めとなっております。これは番号法では、情報提供記録が残る情報提供ネットワークシステムを利用して、情報をやりとりすることが原則となっているからでございます。次のページ第2項では、第1項の定めにより、特定個人情報を利用する場合には、その事務において、提出が義務づけられている書面の提出があったものとみなすものでございます。第5条は、町長部局と教育委員会部局の間で、特定個人情報の受け渡しについて定めるものでございます。具体的には、次のページの別表第2欄の事務処理のために、第4欄の特定個人情報の提供について条例で定めるものでございます。前ページの第5条に戻っていただきまして、第2項では、第1項の定めにより特定個人情報を提供する場合には、その事務において提出が義務づけられている書面の提出はあったものとみなすものでございます。附則といたしまして、この条例は平成28年1月1日から施行

するとしております。以上で議案第73号の説明を終わります。ご審議の程お願いいたします。

●西嶋議長

番外、住民課長。

●高橋住民課長

上程いただきました議案第74号につきまして、説明をいたします。議案第74号、美郷町税条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成27年12月7日提出、美郷町長 景山良材。この度の改正は、平成26年度税制改正において、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な履行を確保する観点から、国税の猶予制度につきまして、見直しが行われたところがあります。これを受けまして、地方税の猶予制度についても、平成27年税制改正の中で、見直しが行われたことを受け、徴収の猶予制度に係る部分の見直しを行うほか、法人町民税に関するもの及び旧3級品の製造たばこに係るたばこ税の税率の見直しを行うものが主な改正の理由でございます。それでは、改正の内容について説明をいたします。尚、ページ番号につきましては、条例案下段に印字しておりますページ番号で申し上げますので、よろしくお願ひします。1ページをご覧ください。現行条例では、第8条から第17条までが削除されておりますが、このうち、第8条から第12条までを加えるものでございます。初めに第8条ですが、徴収の猶予をする場合における徴収金を分割して納付、または納入する方法について定めるもので、第2項から第5項において、分割納付及びその期限を定めること。変更があった場合の納付額と期限を定めること、及びそれぞれ徴収の猶予等を受けたものに通知をすることを規定したものでございます。続いて2ページをお願いします。第9条でございますが、ここでは、徴収の猶予を申請する場合の申請書記載事項及び添付書類について定めるものでございます。4ページをお願いします。第10条でございます。ここでは、職権により、換価の猶予をする場合に、徴収の猶予をする期間、分割納付の方法及び提供を求められることができる書類等について定めるものでございます。続いて第11条でございますが、徴収金の納期限から換価の猶予を申請する期限及び申請手続等について定めるものでございます。5ページをお願いします。第12条でございますが、地方税法第16条に規定されている担保の徴収について、条例により基準を定めて定めるもので、猶予に掛かる金額が100万円以下である場合、猶予期間が3カ月以内である場合、または、特別の事情がある場合には、担保を徴しないことを定めるものでございます。続く第13条から第17条までは、このたび規定することはございませんので、削除のままとしております。第18条につきましては、このたび追加した第8条で、地方税法と用語定義を行いますので、それ以降の条項ではすべて法と用語整理をさせていただくものでございます。第23条第2項につきましては、外国法人の法人市町村民税について、恒久的施設に係る税額控除等の細目を定める他、所要の規定の整備を行うものでございます。また、第9条において、用語定義を行いますので以降の条項ではすべて「令」と用語整理をするものでございます。次に附則第4条、第1

項につきまして、納期限の延長に係る延滞金の特例について規定をしておりますが、この中の上位法の規定の引用について、地方税法の改正による条ずれの整備を行うものでございます。5ページ下段です。5ページ下段の附則第16条の2につきましては、旧3級品製造たばこの税率の特例について規定をしておりますが、これを廃止するものでございます。尚、廃止後の旧3級品製造たばこの税率につきましては、この度の改正条例、附則第4条において、経過措置を規定いたしておりますので、後ほど説明をさせていただきます。6ページをお願いします。附則第1条でございます。この改正条例の施行日につきまして、平成28年4月1日から施行することを規定しております。続いて附則第2条では徴収、換価の猶予に関する各規定について、この条例の施行の日から適用することとし、それ以前のものについては、従前の例によることを規定しております。続きまして、附則第3条新条例第23条第2項の法人町民税の規定については、この条例の施行日以降に適用することとし、それ以前のものについては、従前の例によることを規定しているものでございます。次の附則第4条につきましては、6ページ下段から14ページまでございまして、大変申し訳ございませんが、詳細な説明は省略させていただきまして、概要のみ説明をさせていただきたいと思えます。この附則第4条では、旧3級品製造たばこに関する税率の引き上げ及び手持ち品課税の経過措置について、それぞれ規定したものでございます。この度の税制改正において、平成28年4月1日から旧3級品製造たばこの税率の引き上げが行われることとなりましたが、大幅な引き上げとなるため、激変緩和の観点から、経過措置が講じられ、4年間に分けて段階的に税率を引き上げていくよう経過措置を規定したものでございます。合わせて小売業者及び卸売業者が施行日前に保有するものを施行日以降に販売した場合の課税。いわゆる手持ち品課税についてその経過措置を規定しているものでございます。以上が議案第74号でございます。ご審議のほどをお願いいたします

●西嶋議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

上程になりました議案第75号について、説明いたします。議案第75号、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成27年12月7日提出、美郷町長 景山良材。本条例は、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、以後、一元化法と省略いたしますが、この法律が平成24年8月に公布され、その一部の規定が平成27年10月1日から施行されたことに伴い、関係条例について所要の改正を行うために制定するものでございます。この条例は、第1条におきまして、美郷町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を第2条におきまして、美郷町消防団員等公務災害補償条例の改正を合わせて行うものでございます。具体的にはそれぞれ地方公務員災害補償法施行例に定

める傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金及び休業補償について、同一の理由により、厚生年金法とその他の法令による社会保障給付が支給される場合に、調整を行うことを規定している部分について、一元化法と政令改正を踏まえ、条例改正を行うものでございます。条例案の方、第一条の美郷町議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の改正におきましては、附則第5条第1項の他の法令等と調整が必要な場合の年金保障の給付率等を定める表について、引用法令、用語等を改正するものでございます。タブレット上の7ページに移っていただきまして、附則第5条第2項の改正も休業補償の給付率等を定める表について、第1項と同様の趣旨で、改正するものでございます。このページ中段下の第2条の美郷町消防団員等公務災害補償条例の改正におきましては、第1条の改正と同様の趣旨で、一元化法に合わせ、附則第5条第1項、第2項及び第3項に定める表につき、用語と表の整理を行うものでございます。タブレット上の17ページ、下のところから附則を掲げております。附則第1項としまして、この条例は公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用することとしております。附則第2項以降では、それぞれの条例の規定において、適用日である本年10月1日までの事由により、障害が生じた給付は、従前の例によることとするなど、適用を区分するための経過措置を定めるものでございます。以上で議案第75号の説明を終わります。ご審議の程お願いいたします。

●西嶋議長

続いて、議案第76号から議案第81号までの予算案について、順次提案理由の説明を求めます。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●窪田企画財政課長

上程いただきました議案第76号についてご説明申し上げます。議案第76号、平成27年度美郷町一般会計補正予算第4号。平成27年度美郷町の一般会計補正予算第4号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1634万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億6443万7000円とする。地方債の補正、第2条地方債の変更は、第2表地方債補正による。平成27年12月7日提出、美郷町長 景山 良材。8ページをお願いいたします。歳入でございます。中段でございます。国庫支出金、民生費国庫負担金でございます。説明欄をお願いいたします。障害者自立支援給付費負担金149万6000円の増でございます。補装具、介護給付費の増が見込まれたためでございます。次の行、障害者医療費負担金、185万円の増。更生医療費の額が増額になる見込みでございますので、そのための増額でございます。下の段になります国庫補助金でございます。3、土木費国庫補助金でございます。申し訳ございません。その上の段でございました。民生費の国庫補助金の欄でございます。節3、児童福祉費補助金342万7000円の増でございます。これは子ども子育て支援交付金、新たに出来まして、延長保育、それから支援センター事業、母子保健事業の補助金があ

付金が入っております。後ほど出てまいりますけれども、特別保育事業補助金からの組換えでございます。下の段土木費国庫補助金でございます。節1、住宅費補助金。これは町営住宅の宮内団地改修工事に係る減額でございます。485万円の減額となっております。次の行でございます。道路橋梁費補助金でございます。社会資本整備総合交付金。これにつきましては、内容が乙原線の交通安全施設工事、それから浜原久保線の測定の増が、1046万5000円。それから、減額といたしまして、都賀行宮内線、久保線、双合線、粕淵三瓶線、田水線、乙原築瀬線、橋梁長寿命化これ栗原橋の塗装でございますが、事業費総枠が確定いたしましたことによりまして、減額いたします。7451万5000円、合わせて6405万円の減額となっております。次の段でございます。道整備臨時交付金、久保線の事業費の確定によりまして、240万4000円の減額となっております。次ページをお願いいたします。目5、総務費国庫補助金でございます。説明欄をお願いいたします。地域再生戦略交付金、ニューツーリズム計画の策定と調査費に係る交付金を利用いたしましてこの交付金を受けるものでございます。994万7000円。この交付金につきましては、事業費100%助成でございます。次の行でございます。農山漁村地域活性プロジェクト交付金、1592万円の増でございます。リースハウス事業の追加交付がありましたので、それを計上させていただいております。下段でございます。県負担金でございます。説明欄をお願いいたします。2列目でございます。子ども子育て支援交付金でございます。先ほど申しました、延長保育、それから子育て支援にセンターにかかるものでございまして、138万5000円の増額となっております。次の段、地籍調査費の負担金。これは、事業量の変更に伴いまして、130万5000円の減額でございます。次のページをお願いいたします。目2、民生費県補助金でございます。説明欄をお願いいたします。特別保育事業費補助金、647万円の減額でございます。延長保育等に係る補助金でございますが、これらが子ども子育て支援交付金に変更になったため減額するものでございます。2つ下の行でございます。節2、林業費補助金でございます。道整備交付金、作木大和線、信喜線にかかるのもございますが、交付金の確定によりまして、275万円の減額とさせていただきます。次のページをお願いいたします。一番上の段、繰入金でございます。財政調整基金繰入金でございます。この度の補正によりまして、財源不足を生じたために取り崩すものでございます。6500万円取り崩すものでございます。次ページをお願いいたします。ここから、次ページまで商工債でございますけれども町債でございますが、説明につきましては第2表の方で説明させていただきたいと思っておりますので、5ページにお戻り下さい。第2表地方債補正でございます。上から7行目、林道整備事業債、730万円の減額でございます。作木大和線、信喜線の関係でございまして、信喜線につきましては、当初は中山間地総合整備事業債ということでございましたが、こちらの方に振替えております。その次の行、中山間地総合整備事業債。限度額の方、補正後はゼロになっておりますが、林道整備事業債の方に振替えた為、ゼロになっております。2つ飛びまして、道路整備事業債、2870万円の減額となっております。これ先ほど少し説明いたしましたけれども、事業費の確定によりまして、増額分が乙原線の交通安全

全工事、それから浜原久保線の法面災害防除に係る測量設計費の追加がございます。それから減額分につきましては、都賀行宮内線、久保線、双合線、粕渕三瓶線、田水線、乙原築瀬線、栗原大橋の塗装工事これらが事業費、総額確定いたしました関係で減額をしております。続きまして、住宅建設事業債、これも480万円すべてを減額しております。町営住宅、宮内団地の改修工事に関するものでございます。2つまた飛びまして防災対策の事業債、420万円の減額になっております。県の防災情報システムの更新にかかる負担金の執行見込みの減額によるものでございます。それから、申し訳ございません。その1つ上の段の消防施設債でございます。実は金額的には変わりはありませんが、防火水槽に係る費用を過疎対策債で充当してございましたけれども、配分枠が少なくなるということから、緊急防災減災事業債の申し込みをしておりまして、その配分ございましたので、それに振替えます。内容については、600万円が、消防施設債の方で過疎債から、緊急防災減災事業債に振り変わっております。スクールバス整備事業債、15人乗りのスクールバスの購入事業費の確定にありまして、減額となっておりますのでございます。170万円の減額でございます。過疎対策ソフト事業債、210万円の減額でございます。中は、町指定の避難所に配置します収納カーゴの整備、それから防災士の育成事業費の確定によりまして、減額になっておりますもの。それから合宿等の誘致事業の補助金、これ減額が見込まれておりましたので、減額でございます。それから、君谷地域で計画されておりました無店舗地域対策の支援事業、実施困難となったということで減額となっております。学習支援館での消耗品が減額、それから都賀行公民館の修繕などの事業費が確定したことによりまして、合わせまして250万円の減額となっております。合計欄でございますが、8億2310万円が7億8400万円。3910万円の減額となっております。起債の方法、利率償還の方法については、変更はございません。14ページをお願いいたします。歳出でございます。款2、総務費でございます。目、一般管理費。説明欄をお願いいたします。この欄の中段でございます。002、地域活性化交付金事業700万円。これはですね、地方創生の関係で上乘せ交付金といいますか、交付金ございまして情報通信基盤整備費に予算化しておりましたホームページの改修、スマートフォンのアプリの作成というものでございましたが、こちらの方に全額を振替えたものがございます。次のページをお願いいたします。目6、企画費でございます。説明欄をお願いいたします。001企画費、修繕費でございますが、231万円の増額でございます。ゴールデンユートピアのエアロビルーム照明が、8基中6基が実は、切れておりまして、それを取替える訳でございますが、これをこの機に、LED化しようということで159万円、交換の手間と一緒に掛かります。それから、大和荘施設内に取り込むために、変電設備をございまして、これは施設外の電柱といいますか、上に出ているようでございます。高圧開閉器、それから避雷器というものがついておるようございますが、もう設置してから20年以上経って、非常に危険だという指摘が定期検査のところで指摘ございましたので、これを改修、更新、修理をいたします。72万円でございます。中段、004、情報通信基盤整備、これは先ほど申しました地域活性化事業その他委託でございます。700万円の減になっておりますが、

地域活性化交付金事業の方に組替をしております。その下、006、新エネルギー推進費。これ新たに設けたものでございます。その他委託2000万円。木質バイオマスガス発電事業に係ります調査等の委託費でございます。その下、その他補助金82万5000円の増でございますが、太陽光発電の関係でございまして、既に2件申請が出て、不足をしております、あと1件を見込みまして82万5000円の増額にしております。一番下になります。017、地域再生戦略交付金事業、994万7000円。先ほど歳入の方でも説明いたしましたけど、健康を核とした美郷町のニューツーリズム計画の策定委託料でございます。交付金は100%と助成ということになっております。次のページをお願いいたします。項1、総務管理費でございます。節12、電子計算費、ちょうど中ほどになりますけども、節19、負担金補助及び交付金、1267万4000円の減額でございます。これは、郡総合事務組合の情報システム課のシステム導入費の実績によります減額となっております。これは、事務組合の方から通知が参りまして、この金額を減額ということになっております。下段でございます。徴税費、説明欄をお願いいたします。賦課徴収費、まあ委託料でございます。これは番号制度申告受付システム、改修スケジュールが変更になったために、111万7700円へ減額するものでございます。18ページをお願いいたします。民生費社会福祉費でございます。説明欄をお願いいたします。あつ、申し訳ございません。社会福祉総務費、7段下でございますが、他会計繰出金、3274万5000円。これは国保会計の繰出金でございまして、医療費が増大いたしまして、会計の予算不足を生じますので、一般会計の方から繰出をするものでございます。次のページをお願いいたします。中段でございます。障害者福祉費、扶助費でございます。これは先ほど歳入の方で申し上げましたけれども、更生医療、補装具、介護給付の増額が見込まれることでございます。大体、車いすの交付・修理などが増額となっております。次のページをお願いいたします。児童福祉費でございます。上段でございます。説明欄をお願いいたします。001、児童福祉総務費、その他補助金、496万6000円の減額でございます。延長保育等の補助金の見直しで、他のところに、これ保育料等の延長保育関係の補助金を減額さしていただいております。下段でございます。生活保護費、下の段扶助費でございます。500万円の増額でございます。入院等の見込みが増になりまして、医療扶助費を増額しております。23ページをお願いいたします。目3、農業振興費でございます。説明欄をお願いいたします。中ほどより少し下、028、農山漁村地域活性プロジェクト交付金事業、3184万円の増でございます。歳入の方でも説明申し上げました、リースハウス事業の追加交付分でございます。测试について栢谷、村之郷1団地、工事請負費は、栢谷の水源ボーリング、それから機械器具につきましては、大和地域の選果機の導入ということで、700万円を計上させていただいております。25ページをお願いいたします。上の段でございます商工業振興費でございます。100万円の減額でございます。無店舗地域の解消にかかる事業でございますが、本年度実施困難なつた為ということで100万円の減額になっております。下の段でございます。道路維持費でございます。説明欄、社会保険料、臨時職員賃金が減額になっております。除草作業員4名の予定、3名で

ございました。1名分の減額ということでございます。その下、施設管理委託、1200万円の増。盆前後のところで、町道の除草作業を、町内の土木事業者さんの方をお願いしまして、除雪費からのちょっと流用をいたしておりましたので、不足分を増額補正するものでございます。次のページをお願いいたします。中段、目3、道路新設改良費でございます。委託料が169万2000円の増。工事請負費が、7279万8000円の減額になってございます。これにつきましては測量試験費の方は、浜原久保線の測量設計費が800万円。久保線、粕淵三瓶線の減額が、480万8千円、150万円の減額、合わせまして169万2000円の増額となっております。工事請負費につきましては、乙原線の交通安全工事、都賀行宮内線、双合線、粕淵三瓶線、田水線、乙原築瀬線、志君線、総額の事業費確定に伴います減額でございます。2つ下の国庫事業負担金、1000万の減額でございますが、県事業でございます急傾斜事業の負担金が減額となっております。下の段になります。橋梁維持費でございます。委託料が1000万の減額。工事請負費が400万の増と。栗原大橋の塗装工事でございます。合わせまして、600万円の減額となっております。次のページをお願いいたします。中段、住宅費でございます。住宅管理費、説明欄をお願いいたします。001、住宅管理費、8行目になります。建物借上料。グランバレの家賃について減額を致すものでございます。2つ下、その他負担金。高畑ハイツの家賃補助金150万円増額となっております。一番下の段でございます。住宅建設費。これは、町営住宅の宮内団地の改修工事に係るものでございます。次ページの工事、合わせまして、970万2000円の減額となっております。次ページをお願いいたします。消防費、中段でございますが、消防費でございます。非常備消防費、説明欄をお願いいたします。備品購入費でございます。庁用器具費、105万円の減額でございます。救命胴衣、耐切創製手袋の執行見込みによりまして減額するものでございます。次の段、001、災害対策費、この中のその他負担金、下から2番目でございますが、400万円の減額でございます。県防災システム更新に係ります負担金の減額でございます。次ページをお願いいたします。中段でございます。教育費、教育総務費でございます。節18、備品購入費、166万3000円の減額でございます。15人乗りのスクールバスの購入実績による減額となっております。次ページをお願いいたします。中段でございます。教育振興費でございます。備品購入費、298万7000円の増額でございます。これは次年度のタブレット15台の購入と、既設の電子黒板との通信が出来ないということがありまして、その整備に係る費用を計上させていただいております。次のページをお願いいたします。中段でございます。教育振興費、これ中学校費でございますけれども、これも同じく備品購入でございます。次年度用のタブレット15台等の購入費、整備費でございます。33ページをお願いいたします。一番下の段になります。公債費でございます。節2、利子でございます。償還金利子及び割引料。2028万4000円の減額でございます。前年度繰越事業が多かったために、想定利率より、実際の借用利率が低かったため減額するものでございます。以上、議案第76号について、説明申し上げました。審議の程よろしくお願い申し上げます。

●西嶋議長

説明の途中ですが、10時45分まで休憩いたします。

(休憩 午前 10時 24分)

(再開 午前 10時 45分)

●西嶋議長

再開にあたりまして、説明をされる課長は、もう少し、ゆっくりした口調で、分かりやすく説明をしていただきたいと思います。例えば、減額の理由とか、増額の理由であるとか、出来るだけ分かりやすく説明をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。では再開いたします。

●西嶋議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

上程になりました議案第77号について、ご説明いたします。議案第77号、平成27年度、美郷町簡易水道事業特別会計補正予算、第3号。平成27年度美郷町の簡易水道事業特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8975万5000円とする。平成27年12月7日提出、美郷町長 景山良材。この内容ですけれども、共済負担金、人件費の補正のみとなっておりますので、次の歳入の6ページをお開きください。2歳入、款5、繰入金、項1、他会計繰入金でございます。目1の一般会計繰入金ということで、補正額9000円。説明欄にありますように、共済負担金の関係で、運転費及び公債費分ということになっております。次ページをお願いします。7ページ、歳出になります。3、歳出、款1、上水道費、項1、簡易水道事業費、目1の簡易水道事業費の中で、9000円の補正ということで、説明欄にありますように、簡易水道事業費の共済負担金ということでございます。以上が議案第77号の説明であります。

続きまして、議案第78号の説明をいたします。議案第78号、平成27年度、美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号。平成27年度美郷町の簡易水道事業特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2億5062万8000円とする。平成27年12月7日提出、美郷町長 景山良材。この補正の内容も、上水道と同じで共済負担金の関係でございます。歳入の関係で6ページをお願いいたします。2歳入、款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金でございます。補正額4000円、説明欄にありますように、運転、公債費分となります。次ページをお願いします。3歳出、款1、下水道費、項1、公共下水道事業費、目1、特定環境保全公共下水道事業費でございます。補正額4000円、説明欄にありますように、共済負担金でございます。

以上が議案第78号の説明でございます。よろしくお願いいたします。

●西嶋議長

番外、住民課長。

●高橋住民課長

上程になりました議案第79号について、説明いたします。議案第79号、平成27年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号。平成27年度美郷町の国民健康保険特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、3274万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億9874万8000円とする。平成27年12月7日提出、美郷町長 景山良材。補正の理由でございますが、先ほどの水道、下水会計もありましたように、共済費の方の関係で増額。それから、医療費の増額に伴う給付費等の増額が主な補正の理由でございます。6ページをお願いいたします。2、歳入款13繰入金、項2、他会計繰入金目1、一般会計繰入金、補正額3274万5000円の増額でございます。これは、職員共済費の未対応部分の処理それから医療費の増加による基準超過費用への繰入れとして、一般会計からの繰入金を増額するものでございます。7ページをお願いいたします。3歳出、款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、補正額1万1000円の増額でございます。職員共済費の標準報酬月額移行制度に伴う対応でございまして、補正額1万1000円の増額でございます。次に款2、保険給付費、項1療養諸費、目1、一般被保険者療養給付費、補正額1905万4000円の増額。同じく、目2、退職被保険者等療養給付費、補正額800万円の増額でございます。いずれも医療費費用額の増加によるものでございますが、今年度、前期までのところで被保険者数につきましては若干減少しているところでございますが、受診者数、費用額ともに増加傾向にありまして、この状態が続きますと今年度予算額の不足が生ずるおそれがございますので、この度増額の補正をお願いするものでございます。次に項2、高額療養費、目1、一般被保険者高額療養費、568万円の増額でございます。こちらにつきましても、当初見込みより高額を受診者が増加をしてきておりまして、今後予算額の不足が見込まれるため増額補正をお願いするものでございます。以上で議案第79号説明を終わります。ご審議の程お願いいたします。

続きまして、上程になりました議案第80号について、説明いたします。議案第80号、平成27年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算第3号。平成27年度美郷町の国民健康保険診療所特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、2万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7764万7000円とする。平成27年12月7日提出、美郷町長 景山良材。補正の理由でございますが、職員共済費の関係、それから医療機器の故障等による買替、これが主な補正の理由でございます。6ページをお願いいたします。2、歳入、款2、繰入金、項1、他会計繰入金、目1、一般会計繰入金、補正額2万5000円の増額でございます。これは職員共済費の未対応部分の処理でございます。それから医療費

の増加による基準超過費用への繰入金として、一般会計からの繰入金を増額するものでございます。7ページをお願いいたします。3歳出、款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、補正額8万5000円の減額でございます。これは節4の共済費において職員対応費の標準報酬月額制度移行に伴うシステムの対応でございます。節18の備品購入につきましては、2種類の医療機器の買い替え購入をお願いしたいものでございます。1つは、デジタル自動血圧計でございます、見積額は2万7000円余です。これは水銀使用の血圧計を使わないように、国の方から指導があったことによるものでございまして、比之宮出張所の物を買って替えるものでございます。なお大和診療所につきましては既に、買い替えをしております、水銀仕様のものは現在ございません。2つ目は、アルスオキシメーターといまして、血液中の酸素濃度を測定する機器でございます。見積額は3万2000円余りでございます。この機器は同じものが、大和診療所2つございまして、主に医師が診察で使うもの、それから看護師側で、経過観察等で使うものがございまして、この度は、看護師側で使用するものが故障いたしました。かなり古いのでございまして、修理対応期間を過ぎており、修理が不可でございまして、買替をお願いするものでございます。なお、医師が使用しているものも、同タイプ、同年代のものでございまして、こちらも今後、故障の可能性が非常に高いものでございますので、こちらにつきましては、来年度の予算での買替で対応したいというふうに考えておるところでございます。続いて款4、予備費、項1、予備費、目1、予備費、補正額6万円の減額でございます。これは先ほどの医療機器買替の財源を組替えるものでございます。以上で議案第80号の説明を終わります。ご審議のほどをお願いいたします。

続きまして、上程になりました議案第81号について、説明いたします。議案第81号、平成27年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号。平成27年度美郷町の後期高齢者医療特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、49万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、1億8474万6000円とする。平成27年12月7日提出、美郷町長 景山良材。補正の理由でございますが、職員共済費の関係、それから、広域連合納付金の増額によるものが主な理由でございます。6ページをお願いいたします。2歳入、款繰入金、項1他会計繰入金、目1、一般会計繰入金、補正額49万2000円の増額でございます。先ほどからあります職員共済費の関係、それから広域連合納付金の変更による保険基盤安定制度について、それぞれ繰入金の増額でございます。7ページをお願いいたします。3歳出、款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、補正額4万9000円の増額でございます。先ほどから申し上げております共済費の関係でございます。続きまして、款2、後期高齢者医療広域連合納付金、項1、後期高齢者医療広域連合納付金、目1、保険料等負担金、44万3000円の増額でございます。これは平成27年度、後期高齢者医療における保険基盤負担金の額が確定をしたことにより、当初見込みから44万3000円の増額をお願いするものでございます。この保険基盤安定負担金は、保険料の軽減額

に基づき、町から広域連合へ納入する額が決まるものでございまして、7月の保険料の賦課決定を受けて、広域連合の方で、10月にそれぞれの市町村の負担額が決定をしたものでございます。これによりまして、44万3000円の追加が発生をしているところでございます。以上で議案第81号の説明を終ります。ご審議のほどお願いいたします

●西嶋議長

続いて、諮問第1号から2号について説明を求めます。

●西嶋議長

番外、町長。

●景山町長

第1号及び第2号について、申し上げます。人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法に基づいて、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、全国に人権擁護委員を置くことになっています。美郷町では6名の方が、法務大臣から委嘱を受け、その任にあたっていただいているところです。人権擁護委員候補者につきましては、町長が議会の意見を聞いて推薦することになっております。このたび、その内2名の方が、平成28年3月31日をもって任期満了となるため、再任1名、新任1名について、推薦いたしたく議会の意見を求めます。詳細につきましては、総務課長をもって説明させていただきます。以上。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●渡邊総務課長

上程いただきました諮問第1号について、ご説明いたします。諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。記、住所、島根県邑智郡美郷町比敷86番地。氏名、渡邊勝之。生年月日、昭和27年7月7日。提案理由、人権擁護委員の渡邊勝之が、平成28年3月31日で任期満了のため。平成27年12月7日提出、美郷町長 景山良材。ただ今、町長から説明がありましておおり、平成28年3月31日をもって任期満了をむかえます人権擁護委員について、議会の意見を求めるものでございます。推薦いたします委員は、美郷町比敷86番地、渡邊勝之さんで、再任でございます。

続きまして、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。記、住所、島根県邑智郡美郷町都賀西399番地。氏名、三上馬三恵。生年月日、昭和29年4月13日。提案理由、人権擁護委員の西島誠子が、平成28年3月31日で任期満了のため。平成27年12月7日提出、美郷町長 景山良材。同じく平成28年3月31日をもって任期満了をむかえます人権擁護員について、議会の意見を求めるものでございます。推薦いたします委員は、美郷町都賀西399番地、三上馬

三恵さんで、新任でございます。三上馬三恵は、昭和51年4月に広島県内の保育所に就職され、その後、昭和55年6月から美郷町の、旧大和村でございますけども、都賀保育園に勤務、平成23年4月からは、園長及び理事に就任され、平成27年3月に定年により退職された方であります。現在の委員は、美郷町上野、西島誠子さんでございます。以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

●西嶋議長

以上で、全議案の説明が終わりました。質疑は、9日に日程を取りますのでよろしくお願いいたします。ここで議事日程の都合上、暫時休憩いたします。再開は11時15分いたします。

(休憩 午前 11時 05分)

(再開 午前 11時 12分)

●西嶋議長

それでは会議を再開いたします。お諮りします。先ほど、お手元に配付いたしました日程を本日の日程に追加したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●西嶋議長

ご異議なしと認め、請願の委員会付託を追加し、議事日程20号の追加1として、議題とすることに決定いたしました。追加日程第1、請願の委員会付託を議題といたします。追加して提出のありました請願は、お手元に配付いたしております文書表のとおりでございます。会議規則第95条の規定により、文書表のとおり所管の委員会へ付託いたしたいと思っております。審査調査をお願いいたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。次の会議は9日水曜日、全員協議会に引き続き開きます。本日は、これをもちまして散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会 午前 11時 14分)